

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	5 - 6
法令名	中小企業団体の組織に関する法律	根拠条項	47 - 2	
許認可等	商工組合又は商工組合連合会の定款の変更の認可			
1 根拠規定(許認可要件) 定款の変更は、知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 知事は、商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること、変更の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反してないこと、地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること、組合員に出資させる商工組合で第17条第2項の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経済的基礎を有することが認められるときは、定款の変更の認可をしなければならない。(中小企業等協同組合法第51条第3項準用)				
2 審査基準 商工組合及び商工組合連合会の定款の変更認可に当つては、次の要件を満たすものでなければならない。 中小企業等協同組合法に基づく認可制度の取扱いについて (平成21年3月30日付け20経第890号愛媛県経済労働部長通知)				
2 組合の定款変更の認可について(法第51条) 定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、たとえば、地区、事業、組合員資格、出資一口金額等を変更しようとするものである場合は、その変更によって、組合の経営的基礎を欠くこととならないかどうかを判断するに当たっては組合の従来の実績並びに定款変更前の事業計画書及び収支予算書と変更後のそれとを勘案して慎重に検討する。認可の方針及び基準については1の(1)及び(2)に準ずる。				
1 組合の設立の認可について(法第27条の2)				
(1) 認可の方針 中小企業等協同組合の設立の認可に当たっては、組合の設立当初からその実態を把握し、適切な運営指導を行うこととなるが、この場合、組合の内部に無用の干渉をすることくことはもちろん、そのような印象を与えることのないよう十分に制度の趣旨を理解させ、発起人の協力を得て事務を処理することとする。 また、事務の処理に当たっては、迅速かつ適確に遂行することを旨とし、理由不明のまま、未処理として放置することなく、認可又は不認可の態度をすみやかに決定することとする。				
(2) 認可の基準 認可の基準は、法第27条の2第4項から第6項に規定されているが、この規定の運用については次の点を検討する。 ア 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であるか。 イ 創立総会の開催公告が適法に行われているか。 ウ 設立同意者が組合員資格を有する者であるか。 エ 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されているか。 オ 定款及び事業計画の内容が、法その他の法令に違反していないか。 カ 次の点が組合の目的、即ち、主として事業の実施計画と対比して、又は相互に極端な不均衡がないか。 (ア) 組合員資格 (イ) 払込済出資予定総額				

(イ) 設立同意者数 (オ) 役員の構成

(ウ) 地区 (カ) 経済的環境

中小企業等協同組合法に基づく認可の申請手続その他の事務処理について
(平成 21 年 3 月 30 日付け 20 経第 891 号愛媛県経済労働部長通知)

2 定款変更認可申請書及び添付書類

定款変更の認可申請手続については、施行規則第 136 条及び様式第 16 に規定されておりであるが、その書類の記載事項等については、次によることとする。

(1) 変更理由書 変更理由書には、定款変更を必要とする理由を詳細に記載すること。

(2) 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

定款中の変更しようとする箇所を記載した書面には、変更前と変更後の箇所が対照して明瞭ならしめるよう（例えば左欄に改正された条文、右欄に改正前の条文というように）記載すること。

なお、この書面を加除式（第 条中「・・・」を「・・・」に改める。）によって作成した場合でも、上記の新旧対照表を参考として添付すること。

定款の変更が事業計画又は収支予算にかかるものであるときは、定款変更前及び定款変更後の事業計画書又は収支予算書をも提出しなければならないが、この場合、提出された事業計画書又は収支予算書の内容は、これらをそれぞれ対比して、定款の変更に伴う事業規模の拡張又は縮小が判然とするよう記載すること。

(3) 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本

ア 総会又は総代会の議事録又はその謄本には、次の事項を記載すること。

(ア) 招集年月日

(イ) 開催の日時及び場所

(ウ) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数ならびにその出席方法（本人、書面、代理人の別。）

(エ) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法

(オ) 出席した役員等の氏名又は名称

(カ) 議長の氏名

(キ) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(ク) 議事の経過の要領及びその結果

(ケ) 監事が、総会において監事の選任、解任もしくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬についての意見の内容の概要

(コ) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

イ 総会又は総代会の議事録が謄本である場合には、「原本に相違ない」旨の代表理事による証明を付すること。